

平成30年度 補正予算
災害時にも再生可能エネルギーを
供給力として稼働可能とするための蓄電池等補助金
(地域マイクログリッド構築支援事業のうち、
マスタープラン作成事業)

公 募 要 領

(2次公募)

2019年7月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」、及びSIIが定める「災害時にも再生可能エネルギーを供給力として稼働可能とするための蓄電池等補助金交付規程(以下「交付規程」という。)」をよくご理解の上、また以下の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② SIIから補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助事業に係る資料、(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間は、いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ④ 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。
- ⑤ ④の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIは、新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を講じるとともに、当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑥ SIIは、交付決定後、採択分については、事業者名、事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。
- ⑦ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)(以下「補助金適正化法」という。)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

目 次

1. 事業概要		4～13
1-1 事業の目的		4
1-2 事業名称		4
1-3 事業規模		4
1-4 補助対象となる事業		4～7
1-5 補助対象事業者		8
1-6 補助対象経費		9～10
1-7 申請単位		11
1-8 補助率		11
1-9 補助金上限額		11
1-10 補助事業期間		11
1-11 公募期間		11
補足① 平成30年度健保等級単価		12
補足② 利益等排除について		13
2. 事業の実施		15～19
2-1 事業全体のスケジュール		15
2-2 交付の申請について		16
2-3 審査及び交付の決定について		16
2-4 採択結果の公表について		16
2-5 採択事業者への連絡について		16
2-6 補助事業の開始について		17
2-7 補助事業の計画変更について		17
2-8 中間検査		17
2-9 補助事業の完了について		17
2-10 実績報告及び額の確定について		18
2-11 補助金の支払いについて		18
2-12 進捗状況等の報告について		18
2-13 罰則・加算金等について		18
2-14 暴力団排除について		19
2-15 個人情報の取扱について		19
3. 審査		21～22
3-1 審査方法		21
3-2 審査項目		21～22
4. 申請方法		24～27
4-1 提出期限		24
4-2 申請の流れ		24
4-3 提出書類一覧		25～26
4-4 提出先		27
5. 交付規程(抜粋)		29～31

1.事業概要

1.事業概要

1-1 事業の目的

2018年9月6日に発生した最大震度7の北海道胆振東部地震では、大規模停電により系統全体の周波数が低下し、多くの太陽光や風力発電は火力発電による調整余力が戻るまで再稼働できず、調整力の確保状況と並行して段階的に系統へ接続が行われた。

本事業では、災害時にも地域の再生可能エネルギー等の自立的な電源の活用を可能にするよう、蓄電池等の調整力を付加した配電網等による電力供給網(地域マイクログリッド)の構築に向け、導入可能性調査を含む事業計画(マスタープラン)の作成に要する費用を支援することで、災害時における再生可能エネルギーの供給力を確保するとともに、平常時からグリッド運用や需給調整シミュレーション等による自立的運用に活用できる優れたエネルギーシステムの構築を図ることを目的とする。

1-2 事業名称

平成30年度災害時にも再生可能エネルギーを供給力として稼働可能とするための蓄電池等補助金(地域マイクログリッド構築支援事業のうち、マスタープラン作成事業)

1-3 事業規模

約20億円

※ 上記の額はマスタープラン作成事業及び地域マイクログリッド構築事業を合わせたもの。

1-4 補助対象となる事業

日本国内において、災害等により一般送配電事業者(※1)の所持する送配電ネットワーク(以下「系統」という。)からの電力供給力が停止した際(以下、「非常時」という。)に、一定規模のコミュニティ(※2)内において、再生可能エネルギー発電設備やエネルギーマネジメント設備等を活用し当該コミュニティ内の電力供給を継続できるシステム(以下、「地域マイクログリッド」という。)の構築に向け、事業計画(以下、「マスタープラン」という。)の策定及びその実行可能性、採算性などの事業化可能性調査(以下、「FS調査」という。)を行う事業であり、以下(1)①～⑧及び(2)①～③の要件を全て満たす事業を補助対象事業(以下、「補助事業」という。)とする。

(1)マスタープランの策定(必須)

① 下記ア)～オ)のいずれか又は複数の再生可能エネルギー発電設備(※3)を活用し、当該地域マイクログリッド内の電力安定供給に係る需給バランスの調整ができる地域マイクログリッドのマスタープランであること。

- ア) 太陽光発電設備
- イ) 風力発電設備
- ウ) バイオマス発電設備
- エ) 水力発電設備
- オ) 地熱発電設備

② 原則として、系統の配電線の活用が含まれる地域マイクログリッドのマスタープランであること(※4)。

③ 当該コミュニティ地域の地方公共団体(※5)が指定する防災に資する施設を含んだ地域マイクログリッドのマスタープランであること。

1.事業概要

- ④ 下記ア)～エ)を含む共同事業体(以下、「コンソーシアム」という。)(※6)にて構築される地域マイクログリッドのマスタープランであること。

ア) 地方公共団体

イ) 地域マイクログリッドにおいて活用する設備(補助対象設備以外を含む)を所有・活用する事業者

ウ) 当該地域マイクログリッド内の電力安定供給に係る需給バランスの調整を行う事業者

エ) その他、地域マイクログリッドの発動に必要な不可欠な事業者

- ⑤ 検討内容について専門家や関係者に諮問するとともに、申請内容に基づき本事業が計画的に実施されているかを確認するため、複数の外部有識者で構成される検討委員会を設置し、事業期間中に原則1回以上の委員会を開催すること。

- ⑥ 原則2021年度までの間に地域マイクログリッドの構築を開始(※7)することを前提とした、当該事業のマスタープランであること。(※8)

- ⑦ 地域マイクログリッド構築完了後1年以内に、非常時を想定した災害対応訓練(設備点検及び電力供給手順の確認を含む)を実施できる地域マイクログリッドのマスタープランであること。

- ⑧ 作成されるマスタープランに、下記ア)～ケ)の内容が含まれており、実績報告時に成果報告書として提出できること。

ア) 地域マイクログリッドの対象区域

- ・ 対象となる地域の対象範囲及び非常時の電力供給区域を明確に記載すること。
- ・ 地方公共団体が指定した防災に資する施設についても明確に示されていること。

イ) 地域マイクログリッドで構築するシステム詳細

- ・ 導入予定のシステム及び活用するエネルギー設備等を全て含めた全体のシステムの詳細を記載すること。

ウ) 地域マイクログリッドのエネルギー調整管理詳細

- ・ 当該地域マイクログリッド内の発電量その他のデータに基づく需給調整の制御方法等について詳細を記載すること。

エ) 地域マイクログリッドの実施体制・事業スキーム及び管理体制

- ・ 当該コミュニティ地域の地方公共団体も関与したコンソーシアム体制を具体的に記載すること。

オ) 非常時の対応マニュアル

- ・ 非常時において地域マイクログリッドの発動を行う際の、担務毎の対応事業者及び対応内容を具体的に記載すること。

カ) 地域マイクログリッド構築スケジュール

- ・ 実施スケジュールについて、各種許認可のスケジュールや設計施工、導入工事に係るスケジュールを記載すること。

1.事業概要

キ) 地域マイクログリッド構築に係る各種関連法規の整理及び対策

- ・電気事業法等の関連法規との関連と、事業に与える影響及びその対策を記載すること。

ク) 平常時における需給調整シミュレーション及び災害対応訓練の実施計画

- ・具体的な需給調整シミュレーション及び災害対応訓練の実施計画について記載すること。

ケ) 地域マイクログリッド構築における事業化可能性

- ・事業採算性、資金調達の見通しについて記載すること。

※1 北海道電力(株)、東北電力(株)、東京電力パワーグリッド(株)、中部電力(株)、北陸電力(株)、関西電力(株)、中国電力(株)、四国電力(株)、九州電力(株)、沖縄電力(株)の10事業者が該当。

※2 所有者の異なる建築物が複数存在する地域。

※3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第6条に基づく設備認定を受ける設備(以下、「FIT認定設備」という。)の場合、非常時に当該地域マイクログリッド内で活用を行うことができる設備であること。

※4 系統の配電線を活用せず自営線のみで構築される地域マイクログリッドは原則対象外とするが、自営線のみの活用に極めて高い優位性が認められる事業の場合、個別で審査を行うため、事前にSIIに相談すること。

※5 地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県及び市町村)及び特別地方公共団体のうち特別区。

※6 非常時に、当該地域マイクログリッドの発動を行うために必要な内容を定めた契約等により結成される共同体や任意団体等。

※7 関連設備の導入に係る工事の開始を指す。

※8 構築に至らない場合、事業実施を断念した適切な理由の報告を求めることがある。

1.事業概要

(2)FS調査(任意)

- ① 本補助事業においてマスタープランを作成する地域マイクログリッドの構築に必要な調査であること。
- ② 調査内容に、下記ア)～イ)の内容等が含まれており、実績報告時に成果報告書として提出できること。

ア)再生可能エネルギーに関する調査

- ・再生可能エネルギー賦存状況の調査
- ・再生可能エネルギー利用状況の調査
- ・再生可能エネルギー導入予定箇所の調査

イ)非常時のエネルギー需給調整の管理に係る調査

- ・当該地域マイクログリッド内の発電量その他のデータに基づく需給調整の制御方法等に係る調査

- ③ マスタープランの策定に係る検討委員会において、FS調査結果についても協議すること。

1.事業概要

1-5 補助対象事業者

補助事業で作成するマスタープランにおいて想定する地域マイクログリッドの共同事業体(コンソーシアム)の所属者のうち、①～⑤の要件を全て満たす事業者を、本補助事業における補助対象事業者(以下、「補助事業者」という。)とする。

- ① 日本国内において事業活動を営んでいる法人(地方公共団体を除く)又は個人事業主であり、本補助事業において補助事業を実施するもの(補助対象経費の直接負担者)であること。
 - ※ 個人事業主は、青色申告者であり、税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写しが提出できること。
 - ※ 委託契約等で民間会社に補助事業の一部を実施させる場合、当該委託内容について確定検査等により確実な実施確認及び関連資料の保管・管理体制が取れていること。
- ② 原則、補助事業でマスタープランを策定する地域マイクログリッドにてエネルギーシステムを導入する予定の事業者であること。
 - ※ エネルギーシステムとは、本補助事業でマスタープランを策定する地域マイクログリッドにて活用する再生可能エネルギー発電設備、エネルギーマネジメント機器(EMS機器)、需給調整力として必要な蓄電システム・発電設備・燃料タンク等を指す。
 - ※ エネルギーシステムを導入する予定の事業者が複数存在する予定や、リースや賃貸借又はエネルギーマネジメントサービス事業によりエネルギーシステムを導入する予定の事業者と使用者が異なる予定のマスタープランの場合、事前にSIIに相談の上、申請を進めること。
- ③ 本補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
 - ※ 特別目的会社(SPC)の場合は、主たる出資者や出資表明者等による、補助事業の履行に係る確約書の提出が必要。
- ④ 地域マイクログリッド構築の進捗及び、構築後の設備等の使用状況等についての報告を求めた際、それに対応できる者であること。
- ⑤ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
 - ※ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者からの申請は受け付けない。

なお、申請にあたっては、上記の補助事業者と事業実施場所の地方公共団体(資金拠出は必須としない)の共同申請とすること。

1.事業概要

1－6 補助対象経費

補助対象経費は、以下の通りとする。

区分	内容	備考
人件費	補助事業に係る必要最低限の人件費	■人件費 ・マスタープラン作成又はFS調査、それに付随する成果報告書の作成に係る研究員及び補助員等の直接人件費(消費税が発生しない人件費) ※健保等級単価による精算に限る。 ⇒P. 12「補足① 平成30年度健保等級単価」もあわせて参照のこと。 ※実績報告書の作成や経理処理、従事日誌の作成等の管理業務に係る時間は対象外とする。
諸経費	補助事業に係る必要最低限の諸経費	■設計費 ・マスタープランにおけるエネルギーシステムの基本設計費に限る。 ※実施設計費は補助対象外とする。 ■旅費 ・マスタープラン作成又はFS調査に要する職員の旅費(議事録、出張報告書等) ■委託費・外注費 ・マスタープラン作成又はFS調査に係る業務委託費、外注費等 ※原則、3者見積・競争入札にて委託先・外注先を選定すること。 ■通信費 ・インターネット通信、電話、携帯電話レンタル、郵便、宅配費等 ■会議費 ・会議、委員会等に要する経費(機材借料及び茶菓料(お茶代)等) ■会議室賃料 ・事業を行うために必要な有料会議室使用に要する経費 ■委員会費 ・外部有識者で構成される検討委員会の実施に必要な経費 ■リース料 ・事業を行うために必要な設備のレンタルに要する経費 ■印刷料・製本料 ・成果報告書やアンケート調査等の印刷製本に関する経費 ■その他、補助事業を実施するために必要な経費 ※ 計測器、パソコン、工具、書籍等の汎用品の購入費は補助対象外とする。 ※ 消耗品費(コピー代、事務用品、文房具、トナー代、ガソリン代)は補助対象外とする。

1.事業概要

※ 補助対象経費の留意点

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請すること。
その場合、次の算式を明記すること。
【補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額】
- ・金融機関に対する振込手数料は、補助対象外とする。但し、振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することができる。
- ・自社又はコンソーシアムからの調達がある場合は、利益相当分を補助対象経費から排除すること。
⇒詳細はP. 13「補足② 利益等排除について」を参照のこと。
- ・補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（補助金適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）を含めないこと（但し、法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明できるものを除く）。

1.事業概要

1-7 申請単位

1申請あたりの申請単位:マスタープランを作成する地域マイクログリッド単位。

※ 同一区域内において非常時での電力供給範囲が異なる地域マイクログリッド構築を行う事業の場合、事前にSIIに相談すること。

1-8 補助率

補助率は、補助対象経費の3/4以内とする。

1-9 補助金上限額

補助上限額は、以下の通りとする。

- ・1申請あたりの補助上限額:2千万円

1-10 補助事業期間

補助事業の開始日と完了日については、以下の通りとする。

- ・補助事業開始日

補助事業の開始日は、SIIが補助事業の交付を決定した日(交付決定日)以降とする。

※ 補助対象経費に係る発注は、交付決定日以降に実施すること。

※ 原則として3者見積・競争入札によって、相手先を決定すること。3者見積・競争入札は公募開始から交付決定前の実施も可とする。

- ・補助事業完了日

補助事業の完了日は、補助対象経費を全額支出完了した日とする。

1-11 公募期間

公募期間 : 2019年7月16日(火)～2019年8月20日(火) 17:00 必着

交付決定日: 2019年9月上旬 予定

※ 交付申請の受付状況により、交付決定日が変更になる場合がある。

※ 本公募において公募予算に達しなかった場合、本公募終了後に追加公募を行う場合がある。

詳細は、SIIのホームページを参照のこと。

1.事業概要

補足① 平成30年度健保等級単価

健保等級適用者				労務費単価(円/時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)			労務費単 価 (円/時間)	
等 級	報酬月額	報酬月額		A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与1 回～3回	月給範囲額				
		以上	～ 未満			以上	～ 未満			
1	58,000		～	63,000	340	450		～	83,790	450
2	68,000	63,000	～	73,000	400	530	83,790	～	97,090	530
3	78,000	73,000	～	83,000	460	610	97,090	～	110,390	610
4	88,000	83,000	～	93,000	520	690	110,390	～	123,690	690
5	98,000	93,000	～	101,000	580	770	123,690	～	134,330	770
6	104,000	101,000	～	107,000	610	810	134,330	～	142,310	810
7	110,000	107,000	～	114,000	650	860	142,310	～	151,620	860
8	118,000	114,000	～	122,000	690	920	151,620	～	162,260	920
9	126,000	122,000	～	130,000	740	990	162,260	～	172,900	990
10	134,000	130,000	～	138,000	790	1,050	172,900	～	183,540	1,050
11	142,000	138,000	～	146,000	840	1,110	183,540	～	194,180	1,110
12	150,000	146,000	～	155,000	880	1,180	194,180	～	206,150	1,180
13	160,000	155,000	～	165,000	940	1,260	206,150	～	219,450	1,260
14	170,000	165,000	～	175,000	1,000	1,330	219,450	～	232,750	1,330
15	180,000	175,000	～	185,000	1,060	1,410	232,750	～	246,050	1,410
16	190,000	185,000	～	195,000	1,120	1,490	246,050	～	259,350	1,490
17	200,000	195,000	～	210,000	1,180	1,570	259,350	～	279,300	1,570
18	220,000	210,000	～	230,000	1,300	1,730	279,300	～	305,900	1,730
19	240,000	230,000	～	250,000	1,420	1,890	305,900	～	332,500	1,890
20	260,000	250,000	～	270,000	1,540	2,040	332,500	～	359,100	2,040
21	280,000	270,000	～	290,000	1,650	2,200	359,100	～	385,700	2,200
22	300,000	290,000	～	310,000	1,770	2,360	385,700	～	412,300	2,360
23	320,000	310,000	～	330,000	1,890	2,520	412,300	～	438,900	2,520
24	340,000	330,000	～	350,000	2,010	2,670	438,900	～	465,500	2,670
25	360,000	350,000	～	370,000	2,130	2,830	465,500	～	492,100	2,830
26	380,000	370,000	～	395,000	2,250	2,990	492,100	～	525,350	2,990
27	410,000	395,000	～	425,000	2,420	3,230	525,350	～	565,250	3,230
28	440,000	425,000	～	455,000	2,600	3,460	565,250	～	605,150	3,460
29	470,000	455,000	～	485,000	2,780	3,700	605,150	～	645,050	3,700
30	500,000	485,000	～	515,000	2,960	3,930	645,050	～	684,950	3,930
31	530,000	515,000	～	545,000	3,130	4,170	684,950	～	724,850	4,170
32	560,000	545,000	～	575,000	3,310	4,410	724,850	～	764,750	4,410
33	590,000	575,000	～	605,000	3,490	4,640	764,750	～	804,650	4,640
34	620,000	605,000	～	635,000	3,670	4,880	804,650	～	844,550	4,880
35	650,000	635,000	～	665,000	3,850	5,120	844,550	～	884,450	5,120
36	680,000	665,000	～	695,000	4,020	5,350	884,450	～	924,350	5,350
37	710,000	695,000	～	730,000	4,200	5,590	924,350	～	970,900	5,590
38	750,000	730,000	～	770,000	4,440	5,900	970,900	～	1,024,100	5,900
39	790,000	770,000	～	810,000	4,680	6,220	1,024,100	～	1,077,300	6,220
40	830,000	810,000	～	855,000	4,910	6,530	1,077,300	～	1,137,150	6,530
41	880,000	855,000	～	905,000	5,210	6,930	1,137,150	～	1,203,650	6,930
42	930,000	905,000	～	955,000	5,500	7,320	1,203,650	～	1,270,150	7,320
43	980,000	955,000	～	1,005,000	5,800	7,720	1,270,150	～	1,336,650	7,720
44	1,030,000	1,005,000	～	1,055,000	6,100	8,110	1,336,650	～	1,403,150	8,110
45	1,090,000	1,055,000	～	1,115,000	6,450	8,580	1,403,150	～	1,482,950	8,580
46	1,150,000	1,115,000	～	1,175,000	6,810	9,060	1,482,950	～	1,562,750	9,060
47	1,210,000	1,175,000	～	1,235,000	7,160	9,530	1,562,750	～	1,642,550	9,530
48	1,270,000	1,235,000	～	1,295,000	7,520	10,000	1,642,550	～	1,722,350	10,000
49	1,330,000	1,295,000	～	1,355,000	7,870	10,470	1,722,350	～	1,802,150	10,470
50	1,390,000	1,355,000	～		8,230	10,950	1,802,150	～		10,950

補足② 利益等排除について

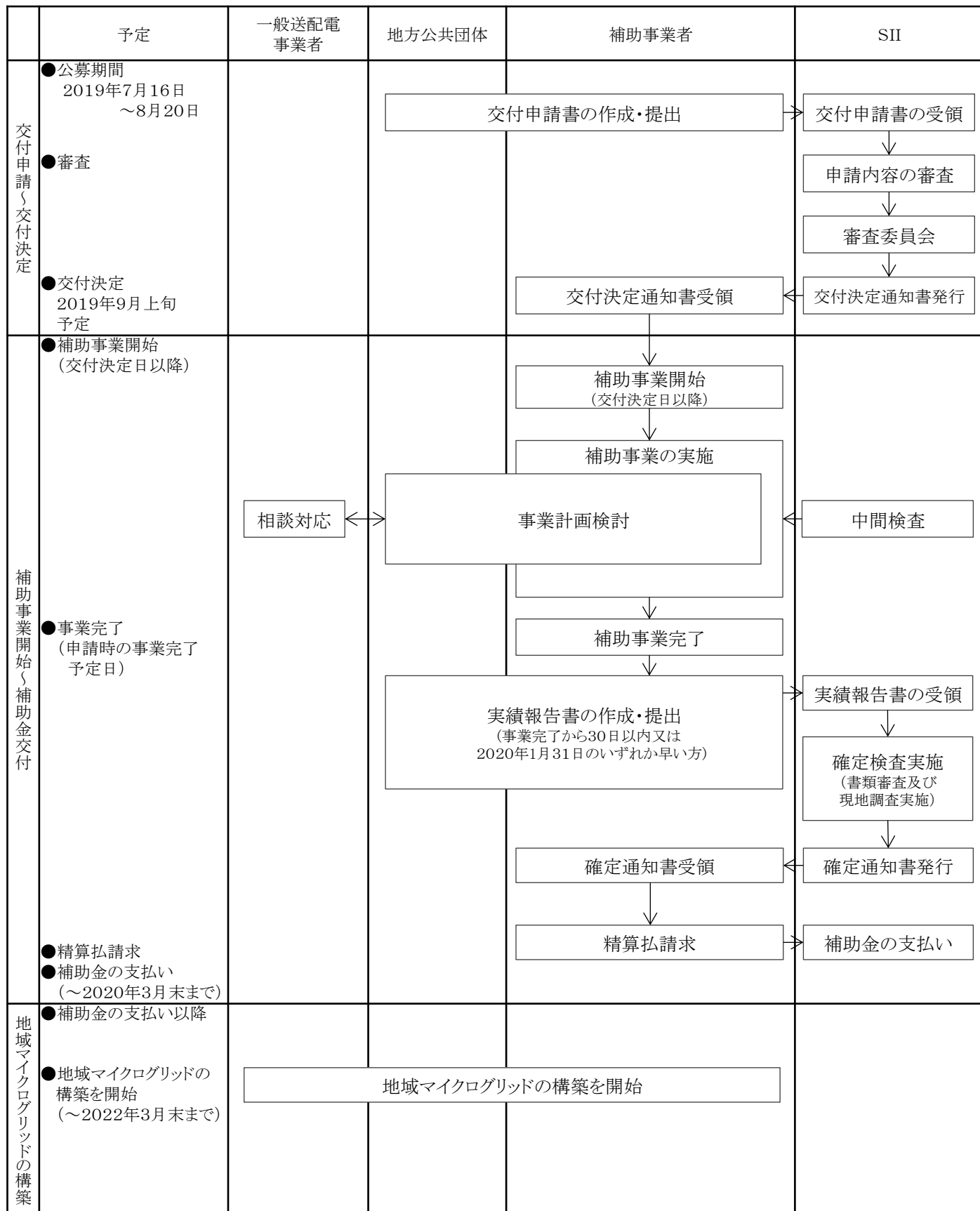
補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品又はコンソーシアムの製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者又はコンソーシアム自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。このため、補助事業者自身又はコンソーシアム内での調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上すること。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。

2.事業の実施

2.事業の実施

2-1 事業全体のスケジュール



2.事業の実施

2-2 交付の申請について

申請者は、申請書類一式を正本1冊及び副本1冊作成の上、正本をSIIに提出し、副本は申請者にて保管しておくこと(作成の流れは、P. 24【4-2 申請の流れ】を参照)。

なお、審査にあたって別途資料の提出を依頼することがある。また、代理・代行申請は受け付けない。必ず申請者自身で申請を行うこと。

※ 申請書提出後に代表者の変更、事業者住所の変更等があった場合、変更内容についてSIIに報告し、指示に従うこと(SIIへの連絡先は、P. 27を参照)。

2-3 審査及び交付の決定について

SIIは補助金交付申請書に記載された事業内容等について、申請者に対しヒアリングを行い、交付要件等の審査を行った後、外部有識者による審査委員会の結果を踏まえ採択者を決定する。

SIIは、交付規程に従って交付決定通知書により採択された補助事業者に通知する(SIIからの連絡は、全て実施計画書記載の「担当者連絡先1」に行う)。

※ 交付決定通知書に記載の金額は、補助事業者に対して実際に交付する補助金の額では無い。補助事業完了後、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後にSIIが実施する「確定検査」において補助金額を確定する。

※ 送付された交付決定通知書は、補助事業者自身で保管し、紛失等が無いよう細心の注意を払うこと。

なお、交付決定通知書の再発行は行わない。「交付申請書 副本」に綴じ、いつでも閲覧ができるようにすること。

2-4 採択結果の公表について

SIIは、補助金の交付決定後に、採択件数及び採択された事業に関する情報(補助事業者名、補助事業の名称、想定する地域マイクログリッドの実施場所(都道府県、市区町村)、事業概要等)をSIIホームページで公表する。

なお、交付決定等に関する情報は、法人インフォメーションにおいてオープンデータとして原則公表される。

※ 「法人インフォメーション」Webサイト:<http://hojin-info.go.jp>

2-5 採択事業者への連絡について

SIIは、交付決定日以降の事業実施方法及び実績報告提出方法について、採択された補助事業者に対し別途書類を送付し、指示を行う。

2.事業の実施

2-6 補助事業の開始について

補助事業者は、SIIから交付決定通知を受けた日以降に発注・契約を行うこと。

なお、原則として3者見積・競争入札によって、相手先を決定すること。3者見積・競争入札は公募開始から交付決定前の実施も可とする。

※ 3者見積・競争入札を行う場合、以下の点に留意すること。

- ・ 3者見積・競争入札は、競争関係が成立する依頼先にて行うこと。
- ・ 3者見積・競争入札を行うことについて、稟議書や役員会議議事録等をもって内部で承認されたことがわかるようにすること。
- ・ 3者見積を行う場合、見積依頼先の選定の承認に関して、稟議書・役員会議議事録等の書類に見積名称・3者見積の依頼先等を明記すること。
- ・ 競争入札を行う場合、当該補助事業者の規程に基づいて実施すること。

2-7 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付申請時の事業内容の変更、補助事業に要する経費の配分額の変更又は補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、SIIが軽微と判断するものを除いて、原則、所定の様式を用いて申請し、事前に承認を受ける必要がある(SIIの承認を受けずに変更、中止、廃止等を行った場合は、補助金が支払われないことがある)。

なお、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合で、各配分額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合は、SIIの承認を受ける必要はない。

※ 何らかの理由により補助対象経費が増額となる事態が発生しても、交付決定金額の増額は原則認めない。

2-8 中間検査

SIIは、事業期間中に必要に応じて中間検査(現地調査を含む)を行うことがある。補助事業者はSIIの指示に従い、対応すること。

2-9 補助事業の完了について

補助事業は、補助対象経費の全額支出完了をもって事業の完了とする。

また、補助事業者から発注先への代金支払方法は、原則、検収翌月までに現金払い(金融機関による振込)で行うこと。クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は認めない。

なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

2.事業の実施

2-10 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了した場合は、事業完了後30日以内又は2020年1月31日のいずれか早い日までに実績報告書をSIIに提出すること。

SIIは、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類の審査及び必要に応じて現地調査(確定検査)を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。なお、確定検査を行うにあたり、補助事業者が用意する書類は交付決定後に別途伝えるものとする。

また、自社からの調達がある場合は、利益相当分を排除すること。(詳細はP. 13「補足② 利益等排除について」を参照。)

2-11 補助金の支払いについて

補助事業者は、SIIの確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けることとする。

2-12 進捗状況等の報告について

補助事業者は、マスタープランを作成した地域マイクログリッド構築の進捗状況等の報告を、国又はSIIの求めに応じて行わなければならない。報告内容・時期等については、国又はSIIが必要に応じて別途連絡を行う。

※ SIIに提出された申請や報告の情報は、事前告知を行わず、国又はSIIから公表される場合がある。

※ 2021年度までの間に地域マイクログリッドの構築に至らない場合、事業実施を断念した適切な理由の報告を求めることがある。

2-13 罰則・加算金等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件などに違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられる場合があることに留意すること。

- 交付決定の取消し、補助金の返還及び加算金や延滞金の納付。
- 補助金適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ること。
- 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

2.事業の実施

2-14 暴力団排除について

- (1) 暴力団排除に関する下記①～④に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記①～④のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものとする。
- この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し受けない。

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(3) 遵守事項に違反した場合は交付決定の取消しなどの措置が執られることになる。

(4) 補助事業者の役員等の名簿について交付申請書の添付書類として提出すること。

2-15 個人情報の取扱について

当該事業において取得した個人情報については、申請に係る事務処理等に利用する他、国又はSIIが主催するセミナー、シンポジウム、アンケート調査、公募説明会等の連絡等にて利用する場合がある。

3. 审查

3.審査

3-1 審査方法

SIIは補助金交付申請書に記載された事業内容等について申請者にヒアリングを行い、交付要件等の審査を行った後、外部有識者による審査委員会の結果を踏まえ採択者を決定する。

なお、採択は予算の範囲内で行うため、要件を満たしている場合であっても不採択となることがある。

3-2 審査項目

(1) 要件審査

「要件審査」において以下の項目を確認し、ひとつでも要件を満たさない場合は不採択となる。

- ・ 補助事業者及び補助事業の内容が「マスタープラン作成事業 要件審査項目表」に記載する要件を満たしていること。
- ・ 補助事業者が事業を行うための事業基盤(直近3期分の財務状況を勘案)を有していること。

マスタープラン作成事業 要件審査項目表

審査項目	小項目	評価基準
1. 補助事業	(1) 地域マイクログリッド内容	公募要領等の要件に該当する事業内容であること
2. 補助事業者	(2) 補助事業者の要件	公募要領等の要件に該当する申請者であること
3. 補助対象経費	(3) 価格の妥当性	補助対象経費の価格が妥当であり、補助対象外経費が含まれていないこと
	(4) 資金計画	補助対象経費について、資金調達計画に無理がないこと
4. マスタープラン及びFS調査	(5) 実施計画	補助事業の実実施計画が合理的かつ確実性があること
5. 補助事業計画	(6) 事業実施の前提となる事項、及び実施上問題となる事項	一般送配電事業者との地域マイクログリッド構築に係る協議やその他事項について問題がないこと
	(7) 事業実施体制	想定コンソーシアム各社及び各担当の役割が明確かつ適切であること
	(8) スケジュール	補助事業のスケジュールは物理的に無理がなく、補助事業期間内に終了すること

※ 採択しない事例

- ・ 事業実施場所における地元調整や許認可の取得がされていない又は見込みが示されていない場合
- ・ 補助対象経費について、妥当性が認められない場合
- ・ 一般送配電事業者との個別協議の進捗に問題があると見込まれる場合
- ・ 当該コミュニティ地域の地方公共団体の関与が不確実な場合
- ・ その他事業計画に不明確や不確定な要素が盛り込まれている場合
- ・ 導入予定設備の性能が実証されていない場合(技術が開発段階又は実証試験中の場合等)

3.審査

(2)採点審査

「採点審査」は、(1) の審査を行った後、要件審査の要件を満たした事業について、「マスタープラン作成事業 採点審査項目表」に基づき、総合的に審査を行う。

マスタープラン作成事業 採点審査項目表

採点審査項目	評価基準	
①政策評点	1. 地域特性に応じた課題抽出	地域特性に応じた課題抽出ができています
	2. 地域特性を反映したエネルギーの活用	地域特性を反映した再生可能エネルギーを活用している
	3. 課題解決に向けたマスタープランの策定	策定するマスタープランが、事業の目的に沿って、地域特性に応じた課題解決を目指す地域マイクログリッド構想になっている
②技術等評点	・ マスタープラン作成及びF S 調査の実施コストの適切性 ・ 具体性及び実現性	

※ 採択しない事例

- ・ 採点審査項目の評点合計が低い場合

4.申請方法

4.申請方法

4-1 提出期限

書類を印刷した後、ファイリングした申請書類一式(P. 25～26【4-3 提出書類一覧】を参照。)を以下の受付期間中に到着するよう郵送すること。

また、申請書類(Excel書式・図面等)の電子データを記録したCD-R等のメディアもあわせて提出すること。

《受付期間》 2019年7月16日(火)～2019年8月20日(火) 17:00 必着

※ 申請書類は、配送事故に備え、配送状況が確認できる手段で郵送すること(直接、持ち込みは不可)。

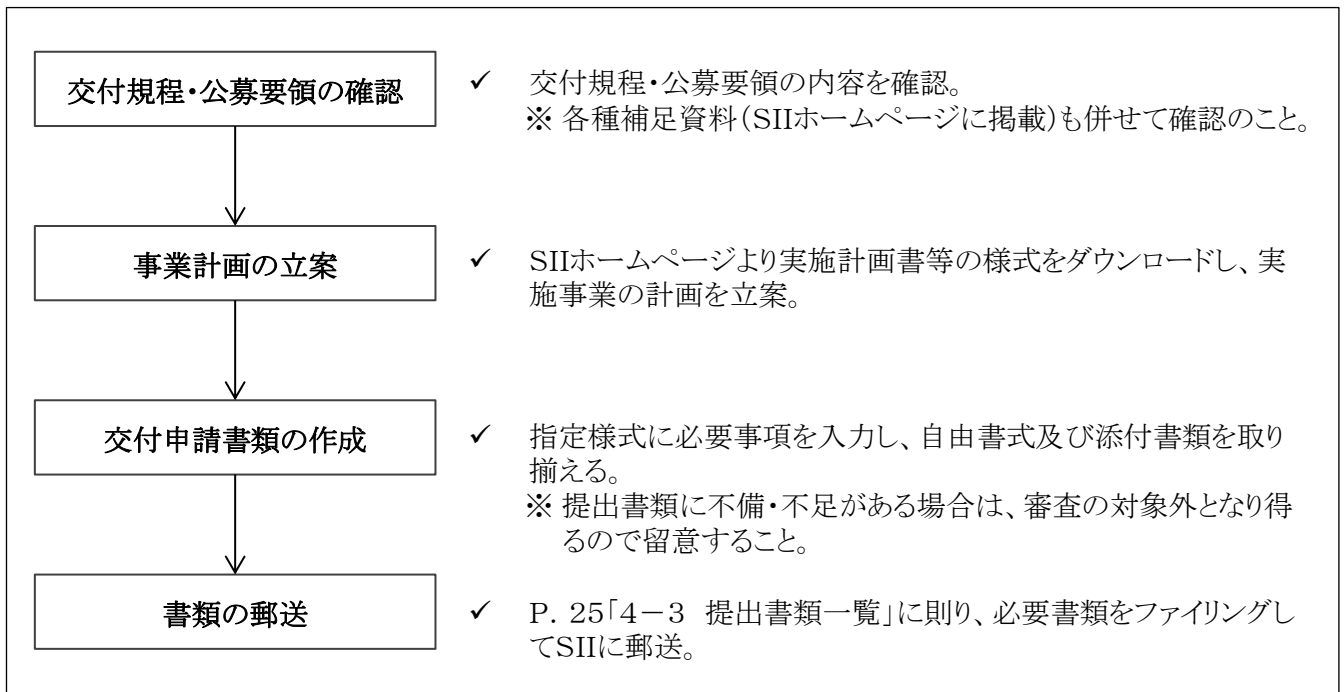
※ 郵送宛先には当団体の略称「SII」は使用しないこと。

※ 申請書類は返却しない為、必ず副本を手元に控えておくこと。

4-2 申請の流れ

交付申請書類は、申請書類(Excel書式)及び自由書式を使って作成する。

申請の流れは以下手順を参照のこと。



4.申請方法

4-3 提出書類一覧

○:提出必須 △:必要な場合のみ

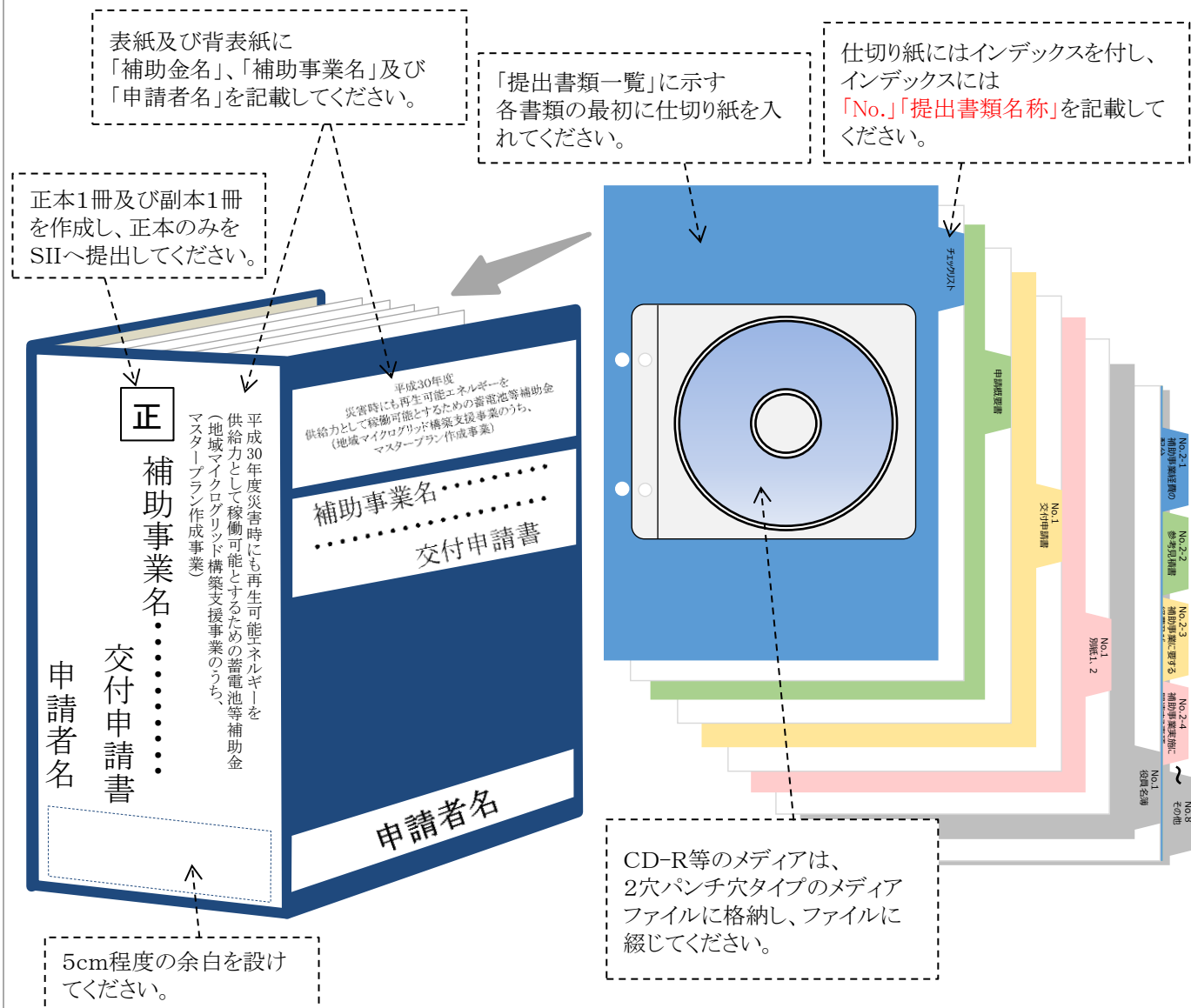
	No.	提出書類名	指定書式 有無	提出 有無	原本 提出	備考
—	—	チェックリスト	○	○		
—	—	申請概要書	○	○		
交付申請書	1	補助金交付申請書(様式第1)	○	○	○	
		補助事業に要する経費、補助対象経費 及び補助金の配分額(別紙1)	○	○		
		補助事業に要する経費の配分四半期別発生予定額(別紙2)	○	○		
		役員名簿(別紙3)	○	○		
実施計画書	2-1	補助事業経費の配分	○	○		
	2-2	参考見積書		○		
	2-3	補助事業に要する経費、及びその調達方法	○	○		
	2-4	補助事業実施に関連する事項	○	○		
	2-5	補助事業実施体制	○	○		
	2-6	補助事業実施予定スケジュール	○	○		
	2-7	地方公共団体が確実に関与することの証明書	○	○	○	
	2-8	地域マイクログリッド構築概要資料	○	○		
添付資料	3	会社・団体概要(パンフレット等)		○		
	4	財務諸表(貸借対照表 及び 損益計算書)の写し		○		直近3期分を提出すること
	5	登記簿(履歴事項全部証明書)の写し		○		
	6	固定価格買取制度における認定通知書の写し		△		事業計画認定を受けている場合のみ
	7	金融機関から確実に融資されていることが判る書類		△		金融機関から融資を受ける場合のみ
	8	主たる出資者等による補助事業の履行に係る確約書	○	△	○	特別目的会社が申請する場合のみ
	9	その他		△		必要に応じて提出すること

4. 申請方法

【ファイル作成時の注意事項】

- 申請書類はA4ファイル(**2穴、パイプ式ファイル**)に綴じること。
- 表紙及び背表紙に「補助金名」、「補助事業名」及び「申請者名」を記載すること。
- ファイルは、中身の書類に応じた厚さであること。 ※ 紙製の薄いファイルは使用不可。
- 全ての書類は穴を開け、直接ファイリングすること。(クリアフォルダには入れない。)
- 書類の左に十分な余白をとり、記載部分に穴がかからないようにすること。 ※ 袋とじは不可。
- Excel書式(SII指定書式)については、A4サイズ(片面印刷)にて出力すること。
- 書類は、ホチキス止めを行わないこと。
- 「提出書類一覧」に示す各書類の最初には、「No.」及び「提出書類名称」を記載したインデックス付の仕切り紙を挿入すること。(申請書類自体にはインデックスをつけない。)
- 申請書類(Excel等)の電子データを記録したCD-R等のメディアを提出すること。
※ 下の図のような2穴パンチ穴タイプのメディアファイルに格納し、ファイルに綴じ込むこと。
- 正本1冊及び副本1冊を作成し、正本をSIIへ提出すること。

※ 副本は、正本の写しにて作成し、必ず申請者が保管すること。



4.申請方法

4-4 提出先

＜書類提出先＞

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル5階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
事業第3部

マスタープラン作成事業 交付申請書在中

※上記をカラーコピーして、宛先として使用することも可。

※ 郵送時は、必ず赤字で「**マスタープラン作成事業 交付申請書在中**」と記入のこと。

＜お問い合わせ先＞

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
事業第3部
地域マイクログリッド構築支援事業 担当
TEL:03-3544-6125
<https://sii.or.jp/>

電話受付時間 平日の10:00～12:00、13:00～17:00

※ 通話料がかかりますので、ご注意ください。

5.交付規程(抜粋)

5.交付規程(抜粋)

災害時にも再生可能エネルギーを供給力として稼働可能とするための蓄電池等補助金	
交付規程	
制 定 2019年2月15日 S I I - H 1 - R - 20190215	
(目的)	
第1条 この規程は、災害時にも再生可能エネルギーを供給力として稼働可能とするための蓄電池等補助金交付要綱(20190111財資第1号。以下「要綱」という。)第22条第1項の規定に基づき、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「S I I」という。)が行う災害時にも再生可能エネルギーを供給力として稼働可能とするための蓄電池等補助金(以下「補助金」という。)の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。	
(適用範囲)	
第2条 S I Iが行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び要綱並びにその他の法令に定めるところによるほか、この規程に定めるところによる。	
(交付の対象)	
第3条 S I Iは、再生可能エネルギー発電設備への蓄電池の設置を行う事業、及び地域マイクログリッドの構築等を行う事業(以下「補助事業」という。)を行おうとする者(以下「補助事業者」という。)に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象としてS I Iが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。	
2 補助対象経費の区分は、別表1のとおりとする。	
(補助率)	
第4条 補助事業に係る補助率は、別表2のとおりとする。	
(交付の申請)	
第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1による交付申請書にS I Iが定める書類を添付して、S I Iが別に定める時期までに提出しなければならない。	
(交付の決定)	
第6条 S I Iは、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。	
この場合において、S I Iは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。	
2 S I Iは、前項の通知に際して必要な条件を付すことができるものとする。	
3 S I Iは、補助金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。	
(交付の条件)	
第7条 S I Iは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。	
(1) 補助事業者は、法令、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。	
(2) 補助事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、S I Iに報告すべきこと。	
(3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、第9条に従うべきこと。	
(4) 補助事業者は、第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめS I Iの承認を受けるべきこと。	

(5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第12条の規定に基づき速やかにS I Iに報告し、その指示を受けるべきこと。
(6) 補助事業者は、S I Iが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、S I Iの指示に従うべきこと。
(7) 補助事業者は、S I Iが第16条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、S I Iが指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
(8) 補助事業者は、S I Iが第18条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
(9) 補助事業者は、S I Iが第18条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、S I Iが指定する期日までに返還するとともに、第18条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第18条第6項において準用する第16条第6項の規定に基づく延滞金を納付すべきこと。
(10) 補助事業者は、S I Iが補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
(11) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、廃棄、又は担保等に供することをいう。)しようとするときは、あらかじめS I Iの承認を受けるべきこと。
(12) 補助事業者は、第21条第3項及び第22条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、S I Iの請求に応じ、その収入の全部又は一部(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を納付すべきこと。
(13) 補助事業者は、補助事業終了後、S I Iの指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。
(14) 別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはせず、補助事業者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。
(申請の取下げ)
第8条 第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第3による交付申請取下げ届出書をS I Iに提出しなければならない。
(契約等)
第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、S I Iに届け出なければならない。
3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、S I Iの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
5 S I Iは、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者はS I Iから求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負せず、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

5.交付規程(抜粋)

(計画変更の承認等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による補助事業計画変更承認申請書をSIIに提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く。

(3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 SIIは、前項に基づく補助事業計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 SIIは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をSIIの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 SIIが第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がSIIに対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、SIIは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がSIIに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) SIIは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又これへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) SIIは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、SIIが行う弁済の効力は、SIIが支出の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、速やかに様式第5による補助事業事故報告書をSIIに提出し、その指示を受けなければならない。

(状況の報告)

第13条 補助事業者は、SIIが特に必要と認めて要求したときは、様式第6による補助事業実施状況報告書をSIIが要求する期日までに提出しなければならない。

(実績の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第10条第1項第4号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)、完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日)から起算して30日以内又はSIIが定めた日のいずれ

か早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書をSIIに提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業がSIIの会計年度内に終了しなかったときは、翌年度の4月10日までに、様式第8による補助事業年度末実績報告書をSIIに提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめSIIの承認を受けなければならない。

(補助事業の承継)

第15条 SIIは、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第9による補助事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第16条 SIIは、第14条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容(第10条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。

3 SIIは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

4 SIIは、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(1) 返還すべき補助金の額

(2) 延滞金に関する事項

(3) 納期日

5 SIIは、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10により報告させるものとする。

6 SIIは、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

第17条 SIIは、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による補助金精算(概算)払請求書をSIIに提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第18条 SIIは、第10条第1項第4号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくSIIの処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(5) 補助事業者が、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

2 前項の規定は、第16条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 SIIは、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

5.交付規程(抜粋)

- 4 S I I は、第 1 項の規定による取消をした場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 S I I は、前項の返還を請求する場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 6 第 1 6 条第 4 項から第 6 項までの規定は、第 4 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第 1 6 条第 5 項中「様式第 1 0 」とあるのは、「様式第 1 2 」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

第 1 9 条 S I I は、補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

2 S I I は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 2 0 条 S I I は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第 2 項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産等の管理等)

- 第 2 1 条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第 1 3 による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第 1 4 による取得財産等明細表を第 1 4 条第 1 項に定める補助事業実績報告書に添付して提出するものとする。
- 3 S I I は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を S I I に納付させることができるものとする。

(取得財産等の処分の制限)

- 第 2 2 条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 5 0 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定められた期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第 1 5 による補助事業財産処分承認申請書を S I I に提出して承認を受けなければならない。
- 4 前条第 3 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助事業の経理等)

- 第 2 3 条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後 5 年間、S I I の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第 2 4 条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他の必要な事項)

- 第 2 5 条 S I I は、補助事業の実施に当たって、補助事業者から提出され、または知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。この場合、当該業務に従事する職員及び S I I が業務契約等を締結するすべての者（第三者委員会の委員等を含む）に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。
- 2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、S I I が別にこれを定める。

附則

この規程は、2 0 1 9 年 2 月 1 5 日から実施する。

(別表 1)

補助対象経費の区分

補助事業名		区 分	内 容
再生可能エネルギー発電設備への蓄電池導入支援事業		設備費	再生可能エネルギー発電設備への蓄電池導入支援事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造等に要する経費
		工事費	再生可能エネルギー発電設備への蓄電池導入支援事業の実施に必要な工事に要する経費
地域マイクログリッド構築支援事業	地域マイクログリッド構築事業	設計費	地域マイクログリッド構築事業の実施に必要な機械装置等の設計に要する経費
		設備費	地域マイクログリッド構築事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造等に要する経費
		工事費	地域マイクログリッド構築事業の実施に必要な工事に要する経費
	マスタープラン作成事業	人件費	マスタープラン作成事業に必要な研究・調査・設計・企画・調整等を行う職員に係る経費 (営業経費、代行申請に係る経費は除く)
		諸経費	マスタープラン作成事業に必要な直接経費

※消費税及び地方消費税は補助対象外

(別表 2)

補助率

補助事業名		補 助 率
再生可能エネルギー発電設備への蓄電池導入支援事業		中小企業等：補助対象経費の合計額の 1 / 2 以内 その他：補助対象経費の合計額の 1 / 3 以内
地域マイクログリッド構築支援事業	地域マイクログリッド構築事業	補助対象経費の合計額の 2 / 3 以内
	マスタープラン作成事業	補助対象経費の合計額の 3 / 4 以内

————— 公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡 —————

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 事業第3部
地域マイクログリッド構築支援事業 担当

TEL:03-3544-6125

<https://sii.or.jp/>

受付時間は平日の10:00～12:00、13:00～17:00です。
通話料がかかりますのでご注意ください。